

(1) 地域福祉の推進

方向性	あらゆる世代の人が健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、多様化・複雑化する生活課題を抱える人への支援体制の充実や環境整備、不足する地域福祉活動の担い手の育成支援など、地域福祉の推進に取り組みます。
取り組み	枚方市地域福祉計画（第3期）に基づき、民生委員・児童委員や社会福祉協議会といった関係機関等とも連携しながら、地域福祉課題の把握に向けた取り組みに努めるとともに、計画の進行管理を行います。 ≪目標値≫ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）延べ相談件数：9,016件

**9月末の
進捗状況
【○】**

「枚方市地域福祉計画（第3期）」の進行管理を行うため、地域福祉にかかるセミナーを社会福祉協議会と連携して年度内に開催する予定です。また、コミュニティソーシャルワーカー事業においては、出張相談会の開催など、アウトリーチを基本とした相談支援体制の充実に引き続き取り組みます。

(2) 生活困窮者の家計相談支援

方向性	相談者と共に家計の状況や課題を整理し、生活の再生に向けた意欲を引き出した上、必要な助言や情報提供を行うことで、相談者の家計管理の能力を高め、早期の生活再建に向けた支援を行います。
取り組み	ファイナンシャルプランナー等の資格を有する家計相談支援員1名を生活福祉室内自立相談支援センターに配置し、相談者に寄り添った支援を毎月2回、午後から予約制にて実施します。 ≪目標値≫ 支援対象者10名 平成30年度当初予算：402千円

**9月末の
進捗状況
【○】**

4月より家計相談支援員1名を自立相談支援センターに配置し、相談者に寄り添った支援を毎月2回、午後から実施しています。
 広報ひらかた4月号及び5月号にて事業実施の周知を行いました。

(3) 枚方市障害福祉計画(第5期)・枚方市障害児福祉計画(第1期)に基づく障害者施策の推進

方向性	平成30年3月に策定した枚方市障害福祉計画(第5期)や枚方市障害児福祉計画(第1期)に基づき、障害者の自立支援及び社会参加に係る取り組みや、障害児へのサービス提供体制の整備といった、障害者施策のさらなる推進に努めます。
取り組み	<p>計画に定めた障害福祉サービスの見込み量や整備の方向について、進捗管理や状況把握に努めるとともに、成果目標として設定している「地域生活支援拠点の整備」や「障害者の就労支援策」及び「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」などについて、検討していきます。</p> <p>《目標値》 福祉施設から一般就労への移行者数 66名(平成32年度)</p>

<p>9月末の進捗状況 【O】</p>	<p>「地域生活支援拠点の整備」については、平成32年度の実施に向け検討を行っています。また、「障害者の就労支援策」については、就労支援強化事業を一部見直し、一般就労を希望する障害者を対象とした研修を実施すること、および、障害者福祉施設等が提供している授産製品や役務などを掲載したカタログを改訂する方向で検討を進めています。</p> <p>「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」については、平成30年度末までの設置に向け、現在、参加関係機関について調整中です。</p>
--------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 法令等の改正への的確な対応

方向性	平成30年度の大規模な介護保険及び障害福祉サービスの省令改正及び報酬改定に対して的確に対応するとともに、サービス毎の集団指導等の実施により、事業者への情報発信に取り組みます。また、新たな制度内容を指導監督業務に反映させ、福祉施設等の適正な管理と安定的な運営体制の確保につなげることで、福祉サービスの質の向上を図ります。
取り組み	<p>介護保険サービス及び障害福祉サービスにおける新たな基準については、指導監査業務等に反映し、事業者の適切なサービス提供につなげます。</p> <p>介護保険・障害福祉サービス事業の報酬改定等に的確に対応するため、国等への情報収集力を高めます。</p> <p>平成29年度に実施された社会福祉法人制度の大規模改正については、引き続き実地監査において周知に努めます。</p> <p>平成31年度から法改正により、障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援)の指定及び業務管理の権限委譲が実施されるため、それに向けた情報収集と準備に努めます。</p>

**9月末の
進捗状況
【〇】**

介護保険・障害福祉サービス事業者集団指導等を開催し、各サービスにおける指定基準の改正や報酬改定などについて情報提供を行いました。また、実地指導や指定業務を通じて個別にも指導・助言を行っています。

社会福祉法人に対しては、実地監査において引き続き社会福祉法人制度の改正内容について周知を行っています。

平成31年度に権限移譲となる障害児通所支援事業所の指定・指導については、大阪府が実施する説明会への出席や他中核市との情報交換など、情報収集及び準備を進めていきます。